

しろくま保育園（1歳児1年保育）重要事項説明書

本重要事項説明書は、保育の提供の開始にあたり、あらかじめ保育の内容等に関する事項について説明するものです。

1. 施設運営主体

名 称 社会福祉法人多摩福祉会
所 在 地 東京都世田谷区北沢二丁目36番9号
電話番号 03-6804-8345
代表者名 安川 信一郎

2. 利用施設

施設の種類 保育所
施設の名称 しろくま保育園
施設所在地 東京都練馬区谷原五丁目16番38号
電話番号 03-6913-3308
施設長 佐藤 博樹
受入れ年齢 生後57日～小学校就学前
認可定員 0歳児（3号） 9名 1歳児（3号）15名 2歳児（3号）16名
3歳児（2号）20名 4歳児（2号）20名 5歳児（2号）22名
開設年月日 令和6年4月1日

3. 施設の目的および運営の方針

- (1) しろくま保育園（以下「当園」という。）は、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、入園する乳児および幼児（以下「園児」という。）に対し、保育を提供することを目的とします。
- (2) 当園は、保育の提供にあたり、園児の人権擁護に努め、園児の最善の利益を考慮し、良質な水準かつ適切な内容の保育を行い、全ての園児が健やかに成長するために最もふさわしい環境を提供するよう努めます。
- (3) 当園は、園児の意思及び人格を尊重して、常に園児の立場に立って、保育を提供するよう努めます。
- (4) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護および教育を一体的に行います。
- (5) 当園は、園児の属する家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援および地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (6) 当園は、園児の国籍、信条、社会的身分又は保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、園児に対し差別的扱いをしません。

4. 施設の概要

(1) 施設

敷地面積	1,321.21 m ²
構 造	鉄骨造 地上2階建
園舎面積	909.33 m ²
園庭面積	347.8 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備考
乳児室・ほふく室	1室	0歳児
保育室	5室	1, 2, 3, 4, 5歳児
一時保育室	1室	
医務室	1室	
調理室	1室	
事務室	1室	

5. 職員の種類、員数、業務内容

職種	員数	職務内容
園長	1名	職員および業務の管理、会計責任者の業務を行います。保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどります。
主任保育士	1名	園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括するとともに、地域の保護者等に対する子育て支援を行います。
保育士	16名以上	保育に専従し、その計画の立案、実施、記録および家庭連絡等の業務に従事します。
看護師	1名以上	園児の日常の身体状況を観察し、適切な保健的対応や衛生管理を行います。
栄養士・調理員	4名以上	園児の発達段階に応じ、離乳食、乳児食ならびに3歳児以上の幼児食に係る献立を作成します。作成した献立に基づく調理業務および食育に関する活動を行います。
事務員	1名	事務、庶務を統括し、施設管理、出納業務（出納責任者）の業務に従事します。

*当園では、保育所設置認可等事務取扱要綱、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例、練馬区保育所扶助要綱、練馬区私立保育所援護費支給要綱、およびその他当該事業に

関する要綱等に示されている基準を満たす職員を配置しています。

6. 保育を提供する日および時間ならびに保育を提供しない日

保育をおこなう時間は下記の範囲内で保育を必要とする時間とし、当園との協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初の一定期間は子どもが集団生活に慣れるために行う受け入れ保育にご協力をお願いします。

提供する期間	2024年4月1日から2025年3月31日まで	
提供する曜日	月曜日から金曜日まで	
提供する時間	7時30分～18時30分	
保育時間	標準時間利用	8時間を超え11時間以内の利用
	短時間利用	8時間以内の利用
提供しない日・休園日	土曜日・日曜日・祝日	
	年末年始（12月29日～1月3日）	

7. 保育等の内容

当園は、園児の心身の状況等に応じて、つぎに掲げる保育その他の便宜の提供を行います。その他必要に応じて便宜の提供として地域における子育て支援を行います。

- (1) 保育所保育指針に基づく保育
- (2) 食事
- (3) 保育に係る行事等
- (4) 園児の保護者に対する支援

8. 保護者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額

(1) 保育に係る利用者負担額（保育料）

標準時間利用	45,000 円
短時間利用	35,000 円

※生活保護受給世帯は、練馬区に申請することにより免除となります。

※児童扶養手当受給世帯は、練馬区に申請することにより上記金額から10,000円減額となります。

※「施設等利用給付認定」（保育の必要性の認定）を受けている住民税非課税世帯は、無償化の対象となります。

※第2子以降のお子さんは、第2子以降無償化の対象となります。

(2) その他保育をおこなうために要する実費徴収額等

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

※任意の保育の提供における便宜に要する費用（ふれあい給食の給食費等）については、別途ご案内いたします。

(3) 納入方法

法人が指定した口座振替代行サービスを利用し、金融機関口座振替にて徴収いたします。口座振替の手続きが完了するまでの期間につきましては、法人が指定する金融機関口座へお振込みいただきます。

指定する金融機関および口座（ゆうちょ銀行からのお振込み）	
記号	00170
番号	452424
口座名義	社会福祉法人多摩福祉会 (シャカイクシホウジンタマフクシカイ)

指定する金融機関および口座 (ゆうちょ銀行以外の金融機関からのお振込み)	
銀行名	ゆうちょ銀行
支店名	〇一九(ゼロイチキュウ)
預金種目	当座預金
口座番号	0452424
口座名義	社会福祉法人多摩福祉会 (シャカイクシホウジンタマフクシカイ)

(4) 納入期限

各月の利用料の納入は、各月の前月20日を期限とします。

入園月の利用料の納入は、利用を開始するまでにお振込みいただきます。

9. 利用の開始および終了に関する事項ならびに利用にあたっての留意事項

(1) 当園は、保育の利用について、練馬区が行う利用の要請を受けた時に、開始するものとします。

(2) 当園は、つぎのいずれかに該当する場合に保育の提供を終了するものとします。

- 1) 保育園等への入園が決まったとき、保育園等の入園月の前月末日まで
- 2) 令和6年度(2024年度)1歳児1年保育事業が終了するとき
- 3) その他、利用の継続について重大な支障または困難が生じたとき。

(3) 利用にあたっての留意事項は、「しろくま保育園のしおり」をご参照ください。

10. 嘱託医

医療機関の名称	浅村こどもクリニック
医師名	浅村 信二 <small>あきむら しんじ</small>
所在地	東京都練馬区石神井町2-8-21 星ビル2F
電話番号	03-5372-6686

11. 嘱託歯科医

医療機関の名称	齋藤歯科医院
医師名	安齋 聡 <small>あんざい さとし</small>
所在地	東京都練馬区東大泉4-1-10
電話番号	03-3922-0081

12. 緊急時等における対応方法

- (1) 当園の職員は、保育の提供に際して、園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医または園児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じます。
- (2) 保育の提供に際して事故が発生した場合は、園児の保護者からあらかじめ届出を受けた緊急連絡先および練馬区に連絡し、必要な措置を講じます。
- (3) 当園は、事故の状況および講じた措置について記録するとともに、事故発生の原因を究明し、再発の防止に努めます。

13. 非常災害対策

- (1) 当園は、非常災害に備え、防火管理者の監督の下、園児の安全を確保するための具体的な防災計画等を作成するものとします。
- (2) 当園は、防災計画等に基づき、園児の避難および関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知します。
- (3) 当園は、少なくとも毎月1回以上、避難および消火に係る訓練を実施するものとします。

14. 虐待等の防止のための措置

- (1) 当園は、園児の虐待の防止を図るため、次の措置を講じます。
 - 1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - 2) 職員による園児に対する虐待等の行為の禁止
 - 3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - 4) その他虐待防止および虐待の早期発見のために必要な措置
- (2) 当園は、保育・教育の提供中に、当園の職員または養育者（教育・保育給付認定保護者等園児を現に養育する者）による虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所、練馬区保育課、練馬区子ども家庭支援センター等適切な機関に通告します。

15. 苦情・要望等に関する相談窓口

- (1) 当園は、園児の保護者や地域住民からの苦情等に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付担当者を置き、園長を苦情解決対応責任者として、苦情対応の整備その他必要な措置を講じます。
- (2) 苦情・要望等に係る相談窓口および第三者委員を以下のとおり設置しています。苦情・要望等のご相談は、直接又はお電話にて申し出てください。御意見箱も設置いたします。
- (3) 苦情・要望等を受け付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

相談窓口	苦情受付担当者	副園長
	苦情解決対応責任者	園長
第三者委員	氏名	かわばた たかし 川端 隆
	肩書・役職	社会福祉法人新田保育園理事長 しんでん
	電話番号	090-7241-3662
第三者委員	氏名	みなもと さとが 源 証香
	肩書・役職	白梅学園短期大学准教授
	電話番号	042-347-6221

16. 個人情報の保護等

- (1) 園児またはその家族に係る情報の収集は、利用目的を明確にし、目的達成のために必要最低限の範囲で行い、原則として園児またはその保護者から直接行います。
- (2) 当園は、園児（当園を卒園した者を含む）またはその家族に係る情報の漏えいを防止するため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。
- (3) 当園は、園児に関する情報を他の機関に対し提供する際は、法令で定めがある場合を除き、あらかじめ園児の保護者の同意を得るものとします。

施行日 2024年4月1日

《重要事項説明書についての同意書》

西暦 年 月 日

しろくま保育園における1歳児1年保育を開始するにあたり、重要事項説明書に基づき重要事項の説明をおこないました。

施設名 しろくま保育園

説明者 園長 佐藤 博樹 ④

私は、重要事項説明書に基づいてしろくま保育園の利用にあたっての重要事項の説明を受け同意しました。

保護者住所 _____

保護者氏名 _____ ④ 児童との続柄

保護者氏名 _____ ④ 児童との続柄

児童名 _____